

〈お米をつくる農家の皆さまへ〉
水稻共済 | 全相殺方式

平年収穫量の
最大9割を補償

風水害に加え、近年の干ばつ被害や獣害など、農業には防ぎきれない多様なリスクが存在します。台風、猛暑、低温・日照不足といった天候変動は、お米の作柄に大きな影響を及ぼします。

わたしたちNOSAI秋田は、こうした近年深刻化するリスクから農家の方々の暮らしと秋田県の農業を守るため、平年収穫量の最大9割を補償する水稻共済「全相殺方式」をおすすめしています。



干ばつによる稲の生育不良



猪による踏み荒らし被害

大雨により河川が氾濫し、圃場内に土砂が流入

令和6年7月の記録的な大雨は、秋田県に過去最高となる185億円の甚大な農林水産関連被害をもたらしました。このうち、水稻をはじめとする農作物全体では約3,100ヘクタールが冠水し、被害を受けた多くの農家は、水田のあぜの崩落やため池、水路の損壊といった農業用施設の被害にも見舞われました。冠水した田んぼに流入した泥の除去作業などに追われ、営農再開のめどが立たない状況に陥った農家も少なくありません。



「水稻共済」は、深刻化するリスクと負担を減らし、 農家の方々の暮らしと秋田県の農業を守ります。

〈すべての加入方式対象〉

共済掛金の**50%**を国が負担!

これからのお米の保険のスタンダード水稻共済「全相殺方式」とは!?

農業者ごとの平年収穫量の最大**9**割を補償!

全相殺方式は、従来型の最大8割補償の半相殺方式よりも補償が拡大するだけではありません。損害評価員が田んぼに入って見込収量を把握(検見または坪刈り)することはせず、「客観的な資料」を基に**収穫量を確認**することで、平年収穫量の最大9割までの収穫量を補償する保険です。



全相殺方式には**3**つのタイプがあります。
ご自身に合った「客観的な資料」を選びましょう。

1 青色申告型

損害評価
方法

- 見回りにより共済事故等を現地調査
- 青色申告書及びそれを補完する書類

注目!

青色申告を行っている方は、自然災害以外にも価格低下や、ケガ・病気による収穫不能等あらゆる収入減少をカバーできる「収入保険」に加入することができます!



収入保犬
マモル君

2 白色申告型

損害評価
方法

- 見回りにより共済事故等を現地調査
- 白色申告の関係書類(収支内訳書、米の収穫に関する事項を記載した帳簿など)。

3 全量委託型

損害評価
方法

- 見回りにより共済事故等を現地調査
- JAカントリーエレベーターや集荷業者、委託先の農家等から提供いただく資料。

全相殺方式・収入保険の対象外で、収穫したお米の粉摺りをすべて委託していない農家の方は、
下記の「半相殺方式」または「地域インデックス方式」を選択できます。

半相殺方式

補償割合を最高の8割で選択した場合、農家ごとに被害耕地の減収量の合計が総基準収穫量(耕地ごとの基準収穫量の合計)の2割を超えた場合に共済金を支払う方式です。

損害評価
方法

- 被害耕地の一部を抽出して現地調査を実施
- 申告いただいた見込単収を、調査結果に基づいて修正
- 修正後の単収から収穫量を決定

地域インデックス方式

国が公表する市町村別の統計単収を利用し、災害が発生した地域全体の収穫量が、過去の統計単収を基に設定した基準収穫量の9割を下回った場合に共済金を支払う方式です。

損害評価
方法

- 被害耕地の一部について現地調査を実施
- 過去5年間の市町村別統計単収(10アールあたり収穫量)を使用し、うち中庸3か年の平均から基準単収を設定

注目!

すべての加入方式には、被害耕地ごとに収穫が全く見込めない場合、その耕地の基準収穫量の7割(最高補償割合の場合)に相当する共済金をお支払いする「一筆全損特例」が標準で付帯されています。

補償を
プラス!

一筆半損特例(特約付帯)

特約を付けることにより、一部の圃場で50%以上の減収があった場合、基準収穫量の最大2割の共済金をお支払いします。

安心してください!
一筆単位の被害
も補償します!



各引受方式の詳しい内容については、お近くのNOSAIにお問い合わせください。